

徳島阿波おどり空港利用送客バス助成事業実施要領

徳島空港利用促進協議会

(目的)

第1条 この要領は、徳島阿波おどり空港発着の定期便又はチャーター便を利用するために、団体客を送客する旅行会社（以下「事業者」という。）に対し、助成金を交付することにより、徳島阿波おどり空港の利用促進を図ることを目的とする。

(助成金の対象者)

第2条 助成金の交付対象は、徳島阿波おどり空港発着の定期便又はチャーター便を利用した旅行を主催し、有料でチャーターするバス（ジャンボタクシー、タクシー、レンタカーを含む。以下、「送客バス」という。）を使用して徳島阿波おどり空港に送客する事業者とする。ただし、5人以上が参加する旅行とする。

2 前項の旅行が、県内の学校若しくは専修学校（大学、短期大学を除く。）が主催する修学旅行又は研修旅行の利用客及び国又は地方公共団体から支給される旅費による者は対象外とする。

(助成金の交付要件)

第3条 助成金は、徳島阿波おどり空港発着の定期便又はチャーター便を利用した場合に交付する。

2 送客の出発地及び目的地については、次の地域を対象とする。

- (1) 徳島県西部（美馬市、つるぎ町、東みよし町、三好市）
- (2) 徳島県南部（阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町）
- (3) 淡路全域（淡路市、洲本市、南あわじ市）
- (4) 香川県
- (5) 高知県
- (6) 愛媛県

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、送客人数に応じて別表のとおりとし、送客バス借上代金の総額（高速道路及び有料道路の料金を含む。）を超えないものとする。ただし、定期便又はチャーター便の利用が往路又は復路のみの利用の場合は、別表に定める金額の半額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、助成金交付申請書（様式第1号）を送客する日の10日前までに、徳島空港利用促進協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条の助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第2号）により、事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は変更)

第7条 事業者は、やむを得ぬ事情により事業を中止し、又は変更するときは、速やかに中止（変更）届出書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第8条 事業者は、送客が完了したときは、完了後14日以内に、実績報告書・助成金請求書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第9条 会長は、前条の実績報告書・助成金請求書を審査の上、適当と認めるときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第10条 事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明したときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(助成の期間)

第11条 助成の期間は、送迎の出発日が平成30年4月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点で打ち切るものとする。なお、途中で助成を終了する場合は、徳島阿波おどり空港が運営するウェブサイト等で告知するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

路線	出発地	送客人数	助成限度額
国内線	徳島県西部，徳島県南部 淡路全域，香川県	5～20名	15,000円
		21名以上	30,000円
	高知県，愛媛県	5～20名	20,000円
		21名以上	40,000円
国際線	徳島県西部，徳島県南部 淡路全域，香川県 高知県，愛媛県	5～20名	30,000円
		21名以上	50,000円

（留意事項）

- ・複数の送客バスに分乗した場合は，1台の送客バスとみなす。

（例 6人が美馬市から東京線を往復利用するために2台レンタカーを借り上げた場合，1台とみなして，15,000円を限度に助成する。）